

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月29日
【会社名】	新日本電工株式会社
【英訳名】	Nippon Denko Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白 須 達 朗
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目4番16号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長白須達朗は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成29年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社6社及び持分法適用会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している5事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

当社は、海外持分法適用非連結子会社である大韓民国におけるNDリサイクル株式会社（以下ND R社という）の幹部従業員による不正行為の事実が判明したことから、平成28年12月31日時点において開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

当社グループは、その事実を厳粛に受け止め、当連結会計年度において下記の通り是正策を推進いたしました。その結果、当連結会計年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

なお、NDR社は平成29年6月29日に清算し、営んでいた水処理事業を新たに大韓民国に設立したWater Solutions Korea Co., Ltd.（以下WSK社という）に承継いたしました。またWSK社の全株式を平成29年9月29日付にて譲渡し、大韓民国における同事業から撤退しております。

記

- (1) 企業理念、経営方針の徹底
 - ・トップが率先垂範し、内部統制の重要性について継続的に発信することにより当社および関係会社の全社員に対して内部統制を重視した経営方針を周知徹底
 - (2) コンプライアンス遵守に関する意識の向上
 - ・不正事件の事例研究と事案の教訓化研修により不正リスクの周知とコンプライアンス遵守を徹底
 - ・関係会社も含めた階層別研修により内部統制の重要性を周知徹底
 - (3) 海外事業リスクへの万全な対応
 - ・十分な内部統制体制が確保できないと判断した海外事業からの撤退を実施
 - ・監査部門による現地訪問、現場の視察、幹部との面談等を通じ現地体制の確認を行い、内部統制上の課題を抽出し指導を実施
 - (4) 人事管理の強化
 - ・長期在籍者の不正リスク低減を目的とし人事ローテーションを活性化
 - (5) 関係会社管理の徹底・強化
 - ・内部監査、モニタリングを強化
 - ・関係会社の内部統制責任者である各社社長との定期的な課題・情報共有により関係会社管理の水準を向上
 - (6) 規程等の追加整備
 - ・営業関係規程の整備、金銭出納取扱手続の見直し等を実施
 - (7) マネジメント教育・内部統制教育の徹底
 - ・人材開発センターの設置により体系的教育体制を構築
 - ・マネジメント力強化のため、部長、課長等を対象とした階層別研修を実施
 - ・内部統制の重要性を周知徹底すべく、全社員を対象とした教訓化研修を実施
 - ・関係会社社長を対象とした経営者研修の実施によりマネジメント力を強化
- 今後も上記改善策を継続実施し、再発防止に努めてまいります。